

困行政課文書法規係（☎内線1044）

『安中市個人情報保護法施行条例』 制定のための意見を募集します

令和5年4月に改正個人情報保護法が施行され、地方公共団体の個人情報保護制度の見直しが行われる予定です。今後は法律で全国的な共通ルールを規定して、国が地方公共団体にガイドラインなどを示すことにより、地方公共団体は的確に個人情報保護制度の運用を確保していくこととなります。

市では、改正個人情報保護法に対応するために安中市個人情報保護条例を見直し、安中市個人情報保護法施行条例として新たに条例を制定する予定です。

条例の制定に向け、パブリックコメントを実施し、意見を募集します。市民の皆さんの意見をお聞かせください。

募集期間▼

8月15日(月)～9月16日(金)

意見を提出できる人▼

- ①市内に住所を有する人
- ②市内に事業所を有する個人・法人
- ③市内に通勤・通学する人
- ④その他本件に利害関係を有する人

意見の提出方法▼

所定の用紙に記入していただくか、住所・氏名・年齢・職業（または所属団体）・電話番号を明記のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ①困行政課または松総務管理課に持参
- ②郵送（〒379-0192 安中市役所 行政課文書法規係宛）

※個別郵便番号のため住所の記入は必要ありません

- ③FAX（027-381-0503）
 - ④メール（gyousei@city.annaka.lg.jp）
- 提出された意見に対する市の考え方を回答として市ホームページなどでお知らせします。なお、個別の回答はしませんのでご了承ください。
- 当該意見以外の内容（氏名・住所などの個人情報）は公表しません。
- 意見募集に係る
- 資料の閲覧・提供場所▼
- ①困行政課
 - ②松総務管理課
 - ③市ホームページ

安中市社会福祉協議会（☎382-8397）

ふ〜どばんくポストを 市役所に設置しました

昨年度から、「ふ〜どばんくanna」を開始し、困りごとを抱えた人たちを支援するため市民の皆さんに食料品などの寄付をお願いしています。本年度から市内4郵便局で食料品の寄付を受け付けています。また、7月20日(水)から困と松にも「ふ〜どばんくポスト」を設置しました。たくさん

寄付していただきたいもの▼

- 缶詰・ビン詰め
- インスタント食品（味噌汁・ラーメンなど）

○レトルト食品（カレー・牛丼・パスタソースなど）

○調味料各種

○乾物（乾麺・海苔・ふりかけなど）

○飲料（アルコールを除くお茶・ジュース・コーヒーなど）

未開封で常温保存可能なもの、賞味期限まで2か月以上期間があるもの、寄付いただけるものについてはお問い合わせください。管理するスペースに限りがあり、受け取れない場合もありますのでご了承ください。

